

育児休業中における特定子ども・子育て支援施設等 の継続利用誓約書

育児休業の取得に当たり、特定子ども・子育て施設等を継続して利用することが必要であるため、以下の2点を誓約します。

- 育児休業取得後も、現に利用している施設を継続して利用します。
- 育児休業終了後は、現在の勤務先に復帰します。

なお、育児休業期間中に利用施設を変更した場合や勤務先を退職した場合は、施設等利用給付認定の変更又は取消しを受けても、異議を申し立てません。

誓約日 令和 年 月 日

保護者氏名 _____

子ども氏名 _____

利用施設 _____